## 相 んきんコーナ

## 届け出をお忘れなく

すべての人は国民年金に加入し、保 険料を納めることになっています。 国民年金は、老後の生活保障だ 日 本に住む20歳から60 歳未満の

障がいが残ったときや、

町村役場または年金事務所へお問 い合わせください。(20歳前に就職 の納め忘れがあると年金が受けら やあなたの家族を守ってくれます。 き手が亡くなったときなど、あなた けでなく、万が一、病気やケガで 学生の方や収入が少なく 加入の未届けや保険料 一家の働 方は の市 国民 「あ

ただし、

### こんなときには届け出が必要です ~20歳から60歳未満の方~

国民年金の届け出は加入する時だけでなく、 被保険者種別が変わったときにも必要です。

年金に加入しましょう。

加入の手続きは、

お住まい

の時に…」と後悔する前に、 れないこともありますので、

届け出が必要なとき	異動の内容	持参するもの	届出先
20歳になったとき (厚生年金や共済年金加入者を除く。)	第1号被保険者になります。	●印鑑 (本人自署の 場合は不要)	
退職したとき (厚生年金や共済年金加入者)	第2号被保険者から第1号被保険者になります。(第3号被保険者に該当する場合を除く。)	●印鑑 (本人自署の 場合は不要) ●年金手帳	お住まいの市町村役場
配偶者に扶養されていたが、配偶者が 厚生年金、共済年金を辞めたとき	第3号被保険者から第1号被保険者になります。		

と併せて申請してください。

町村役場で国民年金の加入手続き

度がありますので、

お住まい

いの市

など保険料の支払いを猶予する制 生納付特例」や一若年者納付猶予\_ 保険料の納付が困難な場合は、

加入手続きは不要です。

なお、

して厚生年金などに加入中の

■第1号被保険者…国民年金加入者 ■第2号被保険者…厚生年金や共済年金加入者

|第3号被保険者…第2号被保険者の扶養対象配偶者 (国民年金加入者)

> 前納もあり、 関届出印を持参のうえ、 書または年金手帳、 出ください。 |融機関または年金事務所へお申 口座振替をご希望の方は、 通帳、 ご希望の 金融機 納付

> > また、

国民年金基金に

付加保険

(月額1万5020円)

お



### 民年金保険料の納付は 口座振替がおトクです

座振替がご利用になれます。 民年金保険料の納付には、  $\Box$ 

も便利です。 けるうえ、納め忘れもなく、 ので金融機関などに行く手間が省 保険料が自動的に引き落とされる 口座振替をご利用いただくと、 とて

される早割制度や、 ただくことにより、 険料を当月末に引き落とさせてい 割引額が多い6カ月前納 口座振替には、 大変お得です。 月々50円割引 現金納付より 当月分保 1 车 を納付していただくことはできま 加入されている方は、 なります。 を納付していただくことが条件と 申込みいただいた月分からとなり、 定額保険料 なお、付加保険料の納付は、

また、

問 黒潮町役場 本庁 住民課 住基戸籍係

せん。

佐賀支所 地域住民課 4 3 2 8 0 0 直 通

総合窓口第2係

本年金機構 3 4 **5**5-3701 幡多年金事務所 1 6 1 6 直 通

日

# 付加保険料の納付もおすすめ

されます。 所から納付書をお送りします。 金が受け取れますので、 支払った付加保険料以上の付加年 付加年金が加わります。 付すると、 へお願いします。後日、 付加保険料の納付のお申し込み 月額40 「200円×納付月数」 市町村役場または年金事務 将来の老齢基礎年金に Ŏ 2年以上受給すると、 肖の 付加保険料を お得です。 年金事 付加年金 で計算 所